

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

# 第9回会議資料



平成16年10月27日(水)午後1時30分から

大野原町中央公民館3階講義室

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第9回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 会議次第

平成16年10月27日(水)午後1時30分から  
大野原町中央公民館3階講義室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

- (1) 協議第15号 一部事務組合等の取扱いについて
- (2) 協議第20号 介護保険事業の取扱いについて
- (3) 協議第23号 - 10 各種事務事業(各種福祉制度関係)の取扱い(その2)について  
イ 高齢者福祉関係

(2) その他

- (1) 住民説明会の日程について
- (2) 第10、11回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

4 閉 会

協議第15号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年10月27日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会  
会長 平野 清

一部事務組合等の取扱いについて

- 1 三豊地区広域市町村圏振興事務組合、三豊総合病院組合、三豊南部環境衛生組合、香川県三豊郡山本町観音寺市学校組合、香川縣市町総合事務組合、財田川防災組合については、新市において合併の日から引き続き加入する。ただし、香川縣市町総合事務組合については、非常勤消防団員の災害に対する補償に関する事務等を共同処理する。
- 2 粟井坂瀬山林観音寺市大野原町組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。なお、その管理運営については、旧来の慣行を尊重し、特例措置を講ずるものとする。
- 3 香川県五郷山部分林組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、当該組合の一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- 4 大野原町、豊浜町の公平委員会に関する事務の委託については、合併の日の前日をもって当該委託を廃止する。
- 5 株式会社観音寺冷蔵センター、三豊ケーブルテレビ放送株式会社、観音寺観光開発株式会社については、出資金は新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

## 1 基本的考え方

新設合併の場合、合併に伴い1市2町の法人格は消滅するので、1市2町が構成市町となっている一部事務組合については、当該一部事務組合の解散、脱退・加入の手続きや規約変更などの手続きが必要となってきます。

このため、1市2町が構成市町となっている一部事務組合について、その取扱いを協議する必要があります。

また、1市2町が関係する事務の委託についても、一部事務組合と同様にその取扱いを協議する必要があります。

さらに、1市2町が出資団体となっている第3セクターについても、その取扱いを協議する必要があります。

## 2 一部事務組合の取扱い

区 分	該当する一部事務組合	一部事務組合を構成する団体				共同処理する事務
		観音寺市	大野原町	豊浜町	左記以外の団体	
1 1市2町の全部又は一部と他の市町で構成されている一部事務組合	三豊地区広域市町村圏振興事務組合				高瀬町、山本町、三野町、豊中町、詫間町、仁尾町、財田町	1 広域市町村圏計画実施のための連絡調整 2 特別養護老人ホーム、老人短期入所居室、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターの設置、運営管理並びに居宅介護支援事業に関する事務 3 総合体育施設の設置、運営、管理 4 市立総合体育館の運営管理 5 滞納市町税等の整理 6 消防及び救急に関する事務（水利施設の設置及び非常備消防に関する事務を除く） 7 液化石油ガス設備工事の届出の受理等 8 養護老人ホームの設置、運営、管理並びに老人短期入所事業に関する事務 9 視聴覚ライブラリーの設置、運営、管理 10 在宅当番医制事業の補助金に関する事務 11 病院群輪番制病院事業の補助金に関する事務 12 小児救急医療支援事業の補助に関する事務 13 県立体育館の運営、管理 14 電子計算センターの設置、運営管理 15 ごみ処理施設の設置、管理運営 16 三豊ふるさと市町村圏基金を活用した圏域事業の実施に関する事務 17 圏域内における地域情報化の推進及びこれに関連する事務 18 介護認定審査会における要介護認定及び要支援認定並びに生活保護法に基づく介護扶助のための要介護状態等の審査判定業務

	三豊総合病院組合				山本町、財田町	三豊総合病院の経営管理 三豊総合病院組合健康管理センターの管理運営 老人訪問看護ステーションの管理運営
	三豊南部環境衛生組合				山本町、財田町	し尿処理場の設置、管理、運営 火葬場の設置、管理、運営 (豊浜町及び大野原町を除く)
	香川県三豊郡山本町観音寺市学校組合				山本町	組合立三豊中学校の管理・運営
	香川縣市町総合事務組合				善通寺市、さぬき市、県内全町、全一部事務組合	1 構成団体の職員の退職手当の支給に関する事務 2 非常勤消防団員の災害補償に関する事務 3 消防作業及び救急業務協力者の災害補償に関する事務 4 水防従事者の災害補償に関する事務 5 応急措置業務従事者の災害補償に関する事務 6 非常勤消防団員の退職報償金支給に関する事務 7 消防団員及び消防作業等従事者の賞じゅつ金、弔慰金、見舞金に関する事務 8 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償に関する事務 9 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務
	財田川防災組合				山本町、豊中町、財田町、仲南町	財田川沿岸の水害を防止するため、防災施設構築の促進並びにこれらの維持管理に関する事務
2	1市2町の全部又は一部のみで構成されている一部事務組合	粟井坂瀬山林観音寺市大野原町組合				山林の管理経営及びこれに属する事務の共同処理
		香川県五郷山部分林組合				五郷山部分林及び組合有林の経営管理事務の共同処理

(注) 香川縣市町総合事務組合において共同処理する事務は、2～7とする。

### 3 事務の委託の取扱い

区 分	該当する事務の委託	事務の委託の関係団体				一般的な取扱い
		観 音 寺 市	大 野 原 町	豊 浜 町	左記以外の団体 又は委託団体	
事務の委託	公平委員会に関する事務				香川県	当該事務について、新市において処理するのか、他の地方公共団体に委託するのかを決定する必要があります。

### 4 第3セクターの取扱い

単位：千円

関係団体名	第3セクターの名称	資本金	関係団体の出資			業 務 概 要	一般的な取扱い
			市町名	出資金額	出資比率		
1市2町	株式会社 観音寺冷蔵センター (昭和60年設立)	14,000	観音寺市	3,190	22.79%	生鮮食料品(タマネギ等)の貯蔵に関する業務	出資金については、基本的には新市の財産として引き継がれます。
			大野原町	380	2.71%		
			豊浜町	490	3.50%		
			計	4,060	29.00%		
	三豊ケーブルテレビ放送株式会社 (昭和57年設立)	153,000	観音寺市	1,000	0.65%	有線テレビジョン放送等による再送信・放送、有線テレビジョン放送施設の工事及び保守、第1種電気通信事業などの業務	
			大野原町	250	0.16%		
			豊浜町	250	0.16%		
			計	1,500	0.98%		
観音寺市	観音寺観光開発株式会社 (昭和62年設立)	80,000	観音寺市	10,000	12.50%	観音寺市の観光開発にかかるスポーツ・レジャー・レクリエーション施設及び宿泊設備の建設及び経営並びにその賃貸業 「世界のコイン館」の建設と運営業務、民芸品・土産物用加工食品の展示販売並びに喫茶レストランの経営	

## 参考条文

### 地方自治法

(組合の種類及び設置)

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

5 町村は、特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、全部事務組合を設けることができる。この場合においては、全部事務組合内の各町村の議会及び執行機関は、全部事務組合の成立と同時に消滅する。

6 町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、役場事務組合を設けることができる。この場合において、役場事務組合内各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、役場事務組合の成立と同時に消滅する。

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

### 〇市町村の合併の特例に関する法律

(一部事務組合に関する特例)

第9条の2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村(以下この項において「編入をする市町村」という。)に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(以下この項及び次条第4項第1号において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合(これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。)を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 地方自治法第290条又は第291条の3第2項、第5項及び第6項並びに第291条の11並びに第293条第1項の規定は、前項の場合について準用する。

第9条の3 市町村の合併(当該市町村の合併によりすべての合併関係市町村の区域の全部が一の合併市町村の区域の全部となるものに限る。以下この条において同じ。)の日の前日において、当該市町村の合併に係るすべての合併関係市町村が地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の地方公共団体(以下この項において「他の地方公共団体」という。)と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定にかかわらず、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日(当該市町村の合併の日から起算して6月を経過する日までの間に当該規約の変更が行われなかった場合にあつては、当該6月を経過する日)までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、当該合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとする。

協議第 20 号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 10 月 27 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会  
会 長 平 野 清

介護保険事業の取扱いについて

- 1 介護保険料については、現行のとおり引き継ぎ、次期介護保険事業計画に基づいて、平成 18 年度から統一する。
- 2 介護老人保健施設「わたつみ苑」については、合併までに三豊総合病院組合に譲渡する方向で検討する。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会



協定項目番号	20	合併協定項目名	介護保険事業の取扱い	担当部会名	住民部会	担当分科会名	税分科会	
調整方針(案)	1 介護保険料については、現行のとおり引き継ぎ、次期介護保険事業計画に基づいて、平成18年度から統一する。 2 介護老人保健施設「わたつみ苑」については、合併までに三豊総合病院組合に譲渡する方向で検討する。							
事務事業名	観音寺市			大野原町		豊浜町		備考
賦課方法	・保険料の設定 政令で定める保険料率の基準に沿って、3年毎の見直しに基づいた観音寺市条例で定める。			・保険料の設定 政令で定める保険料率の基準に沿って、3年毎の見直しに基づいた大野原町条例で定める。		・保険料の設定 政令で定める保険料率の基準に沿って、3年毎の見直しに基づいた豊浜町条例で定める。		
基準額	・保険料基準額 37,000円			・保険料基準額 33,900円		・保険料基準額 39,000円		
保険料額	・第1号被保険者(65歳以上)  段階別金額の算定式及び保険料額 第1段階 … 基準額 × 0.50 18,500円 第2段階 … 基準額 × 0.75 27,700円 第3段階 … 基準額 37,000円 (月額3,083円) 第4段階 … 基準額 × 1.25 46,200円 第5段階 … 基準額 × 1.50 55,400円  <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>所得段階の区分</p> <p>第1段階…生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税</p> <p>第2段階…世帯全員が住民税非課税</p> <p>第3段階…住民税課税世帯で本人非課税</p> <p>第4段階…本人住民税課税で、合計所得200万円未満</p> <p>第5段階…本人住民税課税で、合計所得が200万円以上</p> </div>			・第1号被保険者(65歳以上)  段階別金額の算定式及び保険料額 第1段階 … 基準額 × 0.50 17,000円 第2段階 … 基準額 × 0.75 25,400円 第3段階 … 基準額 33,900円 (月額2,825円) 第4段階 … 基準額 × 1.25 42,400円 第5段階 … 基準額 × 1.50 50,900円		・第1号被保険者(65歳以上)  段階別金額の算定式及び保険料額 第1段階 … 基準額 × 0.50 19,500円 第2段階 … 基準額 × 0.75 29,300円 第3段階 … 基準額 39,000円 (月額3,250円) 第4段階 … 基準額 × 1.25 48,700円 第5段階 … 基準額 × 1.50 58,500円		
納期回数	年4回			年4回		年4回		
納期限	1期 7月1日 から 7月31日 2期 9月1日 から 9月30日 3期 11月1日 から 11月30日 4期 翌年1月1日 から 1月31日			1期 7月1日 から 7月31日 2期 9月1日 から 9月30日 3期 11月1日 から 11月30日 4期 翌年1月1日 から 1月31日		1期 7月1日 から 7月31日 2期 9月1日 から 9月30日 3期 11月1日 から 11月30日 4期 翌年1月1日 から 1月31日		
減免	次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるもの (1) 貧困により生活のため扶助を受ける者 (2) 天災その他特別の事由がある者			次の各号のいずれかに該当する者のうち、町長において必要があると認めるもの (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は事務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。		次の各号のいずれかに該当する者のうち、町長において必要があると認めるもの (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。		

協定項目番号	20	合併協定項目	介護保険事業の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	介護分科会
調整の方針(案)	<p>1 介護保険料については、現行のとおり引き継ぎ、次期介護保険事業計画に基づいて、平成18年度から統一する。</p> <p>2 介護老人保健施設「わたつみ苑」については、合併までに三豊総合病院組合に譲渡する方向で検討する。</p>						
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
介護保険事業計画	<p>現行の計画</p> <p>「観音寺市老人保健福祉計画・第2期介護保険事業計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定(見直し)年度 平成14年度</li> <li>・計画期間 平成15年度～平成19年度 (平成17年度に再度見直し)</li> </ul>	<p>現行の計画</p> <p>「大野原町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定(見直し)年度 平成14年度</li> <li>・計画期間 平成15年度～平成19年度 (平成17年度に再度見直し)</li> </ul>	<p>現行の計画</p> <p>「豊浜町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第2期)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定(見直し)年度 平成14年度</li> <li>・計画期間 平成15年度～平成19年度 (平成17年度に再度見直し)</li> </ul>				
介護保険事業計画策定委員会	<p>観音寺市老人福祉計画等策定委員会</p> <p>目的 老人保健福祉計画、介護保険事業計画の見直しを行う</p> <p>構成 21人以内(介護保険事業計画策定委員会委員を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)市議会議員</li> <li>(2)市内の公共的団体等、関係行政機関</li> <li>(3)識見を有する者等</li> </ul> <p>観音寺市介護保険事業計画策定委員会</p> <p>目的 介護保険事業計画の策定等(策定後の運営状況等も検討する)</p> <p>構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)識見を有する者</li> <li>(2)市議会議員</li> </ul>	<p>大野原町老人保健福祉計画及び大野原町介護保険事業計画策定検討委員会</p> <p>目的 老人保健福祉計画、介護保険事業計画の策定に関し審議するため</p> <p>構成 20人以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)識見を有する者</li> <li>(2)町議会議員</li> <li>(3)福祉・社会教育関係者</li> <li>(4)保健・医療関係者</li> <li>(5)県職員</li> <li>(6)町職員</li> </ul>	<p>豊浜町新老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定検討委員会</p> <p>目的 老人保健福祉計画、介護保険事業計画の策定に関し審議するため</p> <p>構成 20人以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)識見を有する者</li> <li>(2)町議会議員</li> <li>(3)福祉・社会教育関係者</li> <li>(4)保健・医療関係者</li> <li>(5)県職員</li> <li>(6)町職員</li> </ul>				
介護老人保健施設				<p>豊浜町国民健康保険介護老人保健施設 わたつみ苑</p> <p>目的 介護保険法に基づき、老人等の健康保持に必要な医療サービスと生活サービスを提供する</p> <p>位置 豊浜町大字姫浜1260番地1</p> <p>施設規模 鉄筋コンクリート造、地上4階、地下1階 延床面積5,043.55㎡</p> <p>利用定員 入所80床(短期入所含む)、通所40人</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)通所リハビリテーション事業</li> <li>(2)短期入所療養介護事業</li> <li>(3)居宅介護支援事業</li> <li>(4)指定介護老人保健施設事業</li> </ul>			

協定項目番号	20	合併協定項目	介護保険事業の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	介護分科会
<b>【関係法令】</b>							
<b>介護保険法（抜粋）</b>							
（目的）							
<b>第一条</b> この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。							
（介護保険）							
<b>第二条</b> 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。							
2 前項の保険給付は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。							
3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。							
4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。							
（保険者）							
<b>第三条</b> 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。							
2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。							
（国民の努力及び義務）							
<b>第四条</b> 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。							
2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。							
（被保険者）							
<b>第九条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。							
(1) 市町村の区域内に住所を有する <b>六十五歳以上の者</b> （以下「 <b>第一号被保険者</b> 」という。）							
(2) 市町村の区域内に住所を有する <b>四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者</b> （以下「 <b>第二号被保険者</b> 」という。）							
（市町村介護保険事業計画）							
<b>第百十七条</b> 市町村は、基本指針に即して、 <b>三年ごとに、五年を一期とする</b> 当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。							
2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。							
(1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み							
(2) 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策							
(3) 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項							
(4) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項							
3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。							
4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の十八に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。							
5 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。							
6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。							
7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。							
（保険料）							
<b>第百二十九条</b> 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。							
2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。							
3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第百四十七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。							
4 市町村は、第一項の規定にかかわらず、第二号被保険者からは保険料を徴収しない。							

協定項目番号	20	合併協定項目	介護保険事業の取扱い	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	介護分科会
<b>介護保険法施行令（抜粋）</b>							
（保険料率の算定に関する基準）							
<b>第三十八条</b> 各年度における保険料率に係る法第二百九十九条第二項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常すべき割合であって、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合）を乗じて得た額であることとする。							
一 次のいずれかに該当する者 <b>四分の二</b>							
イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの（口に該当するものを除く。）							
(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（次号イ並びに次条第一項第一号イ及び第二号イにおいて「市町村民税世帯非課税者」という。）							
(2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの							
□ 被保護者							
ハ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第三号ロ又は第四号ロに該当する者を除く。）							
二 次のいずれかに該当する者 <b>四分の三</b>							
イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前号に該当しない者							
□ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第四号ロに該当する者を除く。）							
三 次のいずれかに該当する者 <b>四分の四</b>							
イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前二号のいずれにも該当しないもの							
□ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）							
四 次のいずれかに該当する者 <b>四分の五</b>							
イ 地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの							
□ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）							
五 前各号のいずれにも該当しない者 <b>四分の六</b>							
<b>【先進地事例】</b>							
・丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会（平成17年3月22日合併予定）							
…… ・介護保険事業計画については、新市移行後、平成17年度末までに策定する。							
…… ・第1号被保険者の保険料については、保険給付の支出等からの試算を行った上で、平成17年度から統一する。ただし、合併する年度は、それぞれ現行の保険料による。							
・西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（平成16年11月1日合併予定）							
…… ・介護保険事業計画							
…… ・介護保険事業計画については、新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する。							
…… ・介護保険料の賦課徴収							
…… ・保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。							
・気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会（平成17年3月31日以前合併予定）							
…… ・介護保険事業計画については、新市において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は現計画を運用する。							
…… ・第一号被保険者の保険料については、合併時は現行保険料とし、次期計画に基づき統一する。							
・二本松・東北連地方合併協議会（平成17年12月1日合併予定）							
…… ・介護保険料については、平成17年度中は不均一賦課とし住所地の属する合併前の市町の制度によるものとする。平成18年度からは新たな介護保険事業計画に基づき、新市で統一した保険料を算定して適用する。							
・旭市・海上町・飯岡町・干潟町合併協議会（平成17年3月31日以前合併予定）							
…… 1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、第2期事業運営期間の終期（平成17年度）までの間は、1市3町の計画の集合をもって新市の事業計画として取り扱う。							
…… 2 介護保険料							
…… ・第1号被保険者の介護保険料については、合併年度の残存期間及び平成17年度は現行のとおりとし、合併後、平成18年度の保険料から統一する。							

各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱い（その2）について

各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱い（その2）について、次のとおり提出する。

平成16年10月27日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会  
会長 平野 清

各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱い（その2）について

〔各種福祉制度〕

イ 高齢者福祉関係

- 1 戦没者追悼式については、新市において再編統一する。
- 2 老人介護支援センターについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 3 在宅ケア専門委員会については、合併時に統一する。
- 4 居宅介護支援事業所運営については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 5 居宅介護サービス事業所運営については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 6 敬老年金支給事業については、平成18年度から統一する。
- 7 敬老会事業については、平成18年度から統一する。
- 8 シルバー人材センター運営補助事業については、新市において再編統一する。
- 9 高齢者保健福祉計画については、新市において速やかに策定する。

〔地域福祉計画〕

地域福祉計画については、平成18年度末までに策定する。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 イ 高齢者福祉関係 1 戦没者追悼式については、新市において再編統一する。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
戦没者追悼式	1. 委託先 遺族連合会  2. 補助金額 1300千円 遺族連合会へ補助  3. 内容 式典の準備・案内状の送付等  4. 慰霊祭の時期 ・11月中旬 ・市民会館  5. 柱数 1,430	1. 実施主体 大野原町社会福祉協議会  2. 補助金額 なし 14年度より社会福祉協議会の予算で実施  3. 内容 ・式典の準備・案内状の送付等 ・遺族会、傷痍軍人会が協力  4. 慰霊祭の時期 ・5月下旬 ・町スポーツセンター（町全体）  5. 柱数 576 1柱あたり 3,094円	1. 実施主体 遺族連合会  2. 補助金額 豊浜地区遺族連合会 537400円 和田地区遺族連合会 605000円  3. 内容 式典の準備・案内状の送付等  4. 慰霊祭の時期 和田地区 9月 豊浜地区 3月 お寺  5. 柱数 442 1柱あたり 2,200円				

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 イ 高齢者福祉関係 2 老人介護支援センターについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。						
項目	観音寺市		大野原町		豊浜町		
老人介護支援センター	<p>○業務委託</p> <p>1. 委託先 楽陽荘・はがみ苑・ケアネット24</p> <p>2. 委託金額 地域型 2890千円 福祉用具展示 796千円 実態把握 1,728千円</p> <p>3. 委託内容 相談業務委託</p>		<p>○業務委託</p> <p>1. 委託先 老人介護支援センターおおのはら</p> <p>2. 委託金額 地域型 2890千円 福祉用具展示 796千円</p> <p>3. 委託内容 相談業務委託</p> <p>4. 委託先の人員 3名 看護師・保健師・介護支援専門員（社会福祉士）</p>		<p>1. 総合相談 ・年齢 おおむね65歳以上 ・要件 介護保険認定者（在宅・施設） 介護保険に認定されていない者（障害者も含む） ・件数 3200件 ・サービス内容 個別相談（電話・来所・訪問） 関係機関との連絡・調整</p> <p>2. 高齢者台帳整備 ・年齢 おおむね65歳以上 ・要件 総合相談対象者 約 300件 ・サービス内容 台帳作成・管理</p> <p>3. 高齢者実態把握 ・年齢 おおむね65歳以上 ・要件 介護保険認定者 その他相談に応じた人 約 300件 ・サービス内容 個別相談（電話・来所・訪問） 関係機関との連絡・調整</p> <p>4. ケース会議・連絡会 ・年齢 おおむね65歳以上 ・要件 介護保険認定者 介護保険認定されていない要援護者 ・サービス内容 情報交換・サービス内容の調整 （毎日10分くらい・1/2W 木）</p> <p>5. 関係機関との連絡調整 ・年齢 おおむね65歳以上 ・要件 介護保険認定者 介護保険認定されていない要援護者 ・サービス内容 情報交換・サービス内容の調整</p> <p>6. 福祉用具展示・紹介 福祉用具常設展示 町内業者</p>		

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	(各種福祉制度) イ 高齢者福祉関係 3 在宅ケア専門委員会については、合併時に統一する。 4 居宅介護支援事業所運営については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。 5 居宅介護サービス事業所運営については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
在宅ケア専門委員会	_____	_____	1 開催回数 24回 1回/2W 16:00~17:30  2 内容 サービスの連絡・調整 意見情報交換 学習会 対象人数 約460件				
居宅介護支援事業所運営	_____	大野原町指定介護保険事業所運営 介護支援専門員 7名(うち3名保健師・4名ヘルパー)	豊浜町老人介護支援センター(居宅支援部門)運営 職員 常勤 1名(兼務) 1名病院から派遣  H13 実人員 70人 延人員 501人				
居宅介護サービス事業所運営	_____	1. 大野原町指定介護保険事業所運営  2. サービスの種類 訪問介護 訪問入浴  3. 職員 介護福祉士 4名 登録ホームヘルパー 6名 准看護師 1名(臨時)	_____				



合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 イ 高齢者福祉関係 6 敬老年金支給事業については、平成18年度から統一する。 7 敬老会事業については、平成18年度から統一する。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
敬老年金支給事業	1. 年齢 80歳以上 (平成14年度から) 2. 要件 1年以上市内に居住 3. 年金額 一律 5,000円 4. 支給方法 各公民館 5. 通知方法 はがきで案内	1. 年齢 80歳以上 2. 要件 9月15日現在、町内に引き続き1年以上居住している者 3. 年金額 80～89歳 8,000円 90～99歳 10,000円 100歳以上 100,000円 4. 支給方法 本人口座へ振込 5. 申請及び決定 本人又はその扶養義務者等の申請に基づいて町長が決定する。	1. 年齢 80歳以上 2. 要件 9月15日現在、町内に1年間以上在住の者 3. 年金額 80～89歳 8,000円 90～99歳 10,000円 100歳以上 100,000円 4. 支給方法 現金支給 5. 通知方法 個人通知				
敬老会事業	1. 対象者 75歳以上(平成14年度は、4,748名) 2. 内容 記念品は地区により、異なる。 (菓子、タオル等) 公民館で行っている地区があり、市長を招待する地区もある。 3. 委託先 自治会 婦人会 地区社会福祉協議会 4. 委託料 1人1,650円	1. 対象者 H14.9.1現在で満73歳以上の町民(H14年度は1,918名) 2. 内容 記念品 該当者全員 2,500円相当 商品券・お菓子・紅白のまんじゅう・萩の湯入浴券 町全体で行う(町スポーツセンター) 毎年9月15日に実施 式典の後余興を行う。 3. 実施 社会福祉協議会 ・協力 婦人会・自治会長 (案内、誘導、欠席者宅まで記念品を届ける) グリーンクラブ(ボランティア団体)希望者を車で送迎 14年度は社会福祉協議会予算で対応	1. 対象者 3.31.現在で80歳以上の方 2. 内容 5月 実施主体 町 3. 委託先 婦人会 4. 委託料 人数割 @3000×人数 協力費 @200×人数 均等割 150,000				

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔各種福祉制度〕 イ 高齢者福祉関係 8 シルバー人材センター運営補助事業については、新市において再編統一する。 9 高齢者保健福祉計画については、新市において速やかに策定する。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
シルバー人材センター 運営補助事業	<p>1. 組織概要 名称：(社)観音寺シルバー人材センター 設立時期：H元.4.1 会員数：302名</p> <p>3. 事務局 観音寺市シルバー人材センター</p> <p>3. 取り扱い事務 請求作業 配分金計算処理 会員就業管理</p> <p>4. 活動状況等 研修会開催 2回 筆耕講習会 毎月1回 料理講習会 年2回 剪定講習会 年2回 ガーデニング講習会 年2回</p> <p>5. 就業状況(H14) 就業実人員 171名 就業延人員 18,045名/年 契約金額 86,938千円</p> <p>6. 備考 高齢者就業機会確保事業にて実施しているので、 ここでの予算措置はなし</p>	<p>1. 組織概要 名称：大野原町シルバー人材センター 設立時期：H7.6.9 会員数：170名(H15年1月現在)</p> <p>2. 事務局 社会福祉協議会内</p> <p>3. 取り扱い事務 請求作業 配分金計算処理 会員就業管理</p> <p>4. 活動状況等 研修会開催 1回 剪定講習会 1回</p> <p>5. 就業状況(H13) 就業実人員 80名 就業延人員 16,233名/年 契約金額 60,186千円</p> <p>6. 備考 高齢者就業機会確保事業にて実施しているので、 ここでの予算措置はなし</p>	<p>1. 組織概要 名称：豊浜町シルバー人材センター 設立時期：H元.4.1 会員数：101名(H14年度)</p> <p>2. 事務局 社会福祉協議会内</p>				
高齢者保健福祉計画	<p>1. 目的 現在の高齢者福祉施策の実施状況を分析し、計画期間における統一的なサービス提供を図る。 介護保険事業計画を含む。</p> <p>2. 策定体制 保健部門、介護保険部門と連携し、一時的な計画を策定する。</p> <p>3. 策定期間 3年に1度、5年を1単位とする計画を策定する。</p> <p>4. 委員数 20人</p>	<p>1. 目的 現在の高齢者福祉施策の実施状況を分析し、計画期間における統一的なサービス提供を図る。 介護保険事業計画を含む。</p> <p>2. 策定体制 保健部門、介護保険部門と連携し、統一的な計画を策定する。</p> <p>3. 策定期間 3年に1度、5年を1単位とする計画を策定する。</p> <p>4. 委員数 17人</p>	<p>1. 目的 現在の高齢者福祉施策の実施状況を分析し、計画期間における統一的なサービス提供を図る。 介護保険事業計画を含む。</p> <p>2. 策定体制 保健部門、介護保険部門と連携し、統一的な計画を策定する。</p> <p>3. 策定期間 3年に1度、5年を1単位とする計画を策定する。</p> <p>4. 委員数 18人</p>				

合併協定項目番号	23-10	合併協定項目名	各種事務事業（各種福祉制度関係）の取扱いについて	専門部会名	健康福祉部会	分科会名	福祉分科会
調整方針(案)	〔地域福祉計画〕 地域福祉計画については、平成18年度末までに策定する。						
<p><b>【地域福祉計画とは】</b></p> <p>平成12年6月に改称・改正された社会福祉法において、市町村は「地域福祉計画」をつくることが定められました。地域福祉計画には、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を策定し、計画づくりには、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者、社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映しなければならないとされています。</p> <p><b>【社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）】</b></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>（地域福祉の推進）</p> <p>第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</p> <p>（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。</p> <p>（市町村地域福祉計画）</p> <p>第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</li> <li>2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</li> <li>3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</li> </ol> <p>（都道府県地域福祉支援計画）</p> <p>第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項</li> <li>2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項</li> <li>3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項</li> </ol> <p>（注）第107条及び第108条は、平成15年4月1日から施行</p>							

( 2 ) その他

(1) 住民説明会の日程について

別紙のとおり

(2) 第10回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

・日 時 平成16年11月11日(木)午後1時30分から

・場 所 大野原町中央公民館3階講義室

第11回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

・日 時 平成17年1月13日(木)午後1時30分から

・場 所 大野原町中央公民館3階講義室

## 住民説明会開催日程表

月日	曜	観音寺市		大野原町		豊浜町	
11月20日	土	13:00～伊吹公民館	伊吹地区				
21日	日	19:00～南公民館	七間橋 他14地区				
22日	月						
23日	火						
24日	水	19:00～東公民館	天神 他8地区	19:00～五郷活性化センター	五郷地区		
25日	木	19:00～豊田公民館	豊田地区	19:00～萩のふるさと会館	萩原地区		
26日	金	19:00～粟井公民館	粟井地区	19:00～町中央公民館	小山地区	19:00～公会堂	姫浜地区
27日	土					19:00～福社会館	和田浜地区
28日	日					19:00～南部集会所	和田地区
29日	月			19:00～白坂公民館	上の段地区	19:00～西部集会所	箕浦地区
30日	火						
12月1日	水			19:00～下組公民館	下組地区		
2日	木						
3日	金			19:00～花稻研修センター	花稻地区		
4日	土	19:00～常磐総合コミュニティセンター	常磐地区				
5日	日	19:00～木之郷コミュニティセンター	木之郷地区				
6日	月			19:00～中姫ふれあい会館	中姫地区		
7日	火	19:00～柞田公民館	柞田地区				
8日	水	19:00～高室公民館	高室地区	19:00～紀伊小学校クラブハウス	紀伊地区		
9日	木	19:00～西公民館	港 他9地区				
10日	金	19:00～一ノ谷総合コミュニティセンター	一ノ谷地区				
11日	土						

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会名簿

委員区分	職名	氏名	帰属団体役職等
	会長	平野 清	大野原町長
1号委員	副会長	佐伯 文男	豊浜町長
		白川 晴司	観音寺市長
	委員	大倉 利夫	観音寺市助役
		大山 保徳	大野原町参事
		高森 直二	豊浜町助役
		藤田 芳種	観音寺市議会議長
2号委員	大久保隆敏	大野原町議会議長	
	井上 浩司	豊浜町議会議長	
	美藤 広	観音寺市議会市町合併調査特別委員会委員長	
	藤岡 勉	大野原町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	合田 要	豊浜町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	3号委員	加藤 義和	学識経験者（観音寺市）
久保 等		学識経験者（観音寺市）	
森 英雄		学識経験者（大野原町）	
石川美千子		学識経験者（大野原町）	
合田久仁男		学識経験者（豊浜町）	
横内十三枝		学識経験者（豊浜町）	
監査委員	伊瀬 均	（観音寺市）	
	大廣 清雄	（豊浜町）	

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局名簿

	役 職	氏 名	帰 属 団 体
1	事務局長	大木 和郎	観音寺市
2	次 長	象山 稔彦	香川県
3	総務広報班長	石川喜代美	大野原町
4	総務広報班	長谷川加奈子	豊浜町
5	調 整 班 長	好川 高雄	観音寺市
6	調 整 班	合田 博晃	大野原町
7	調 整 班	山地 康博	観音寺市
8	計 画 班 長	合田 善春	豊浜町
9	総務広報班	藤井久美子	大野原町臨時職員
10	調 整 班	細川 勝美	大野原町臨時職員
11	計 画 班	小山 悟司	大野原町臨時職員

第9回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 席次表

